

総社市生殖補助医療費助成金給付事業の御案内



令和4年4月1日から不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、不妊治療は基本的には保険診療となりましたが、保険適用開始後も保険診療の対象にならない治療等があり、従来より自己負担額が増加する場合があるなど課題が生じています。

不妊治療を受けるご夫婦の治療の選択肢が減ることのないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与することを目的に、令和5年度から総社市は、治療等に要した費用の一部を助成する制度『総社市生殖補助医療費助成金給付事業』を開始します。

1 対象者

以下の要件すべてに該当する方

- ① 生殖補助医療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ② 生殖補助治療の開始日において夫婦(事実婚含む)であること。
- ③ 生殖補助治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ④ 助成金の申請日において、夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。
- ⑤ 対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。

2 助成対象となる治療と助成金の額

令和5年4月1日以降に開始した生殖補助医療(体外受精・顕微授精)のうち、別表に定める1回の対象治療を実施した場合、次の(1),(2)に掲げる生殖補助医療の区分に応じた助成金の額を給付します。

(別表) 生殖補助医療のうち対象となる治療内容と区分

治療の区分	治療の内容	採卵(薬品投与・採卵)・採精(夫)	受精(前培養・媒精・培養)	胚移植(新鮮胚移植)	胚移植(胚凍結)	胚移植(凍結胚移植)	妊娠の確認
A 新鮮胚移植を実施	○	○	○				○
B 凍結胚移植を実施	○	○		○	○		○
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施						○	○
D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了	○	○		○			
E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	○	○					
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	○						

備考

- 1 「○」の治療を対象治療とする。
- 2 Bについては、採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。
- 3 採卵準備前に男性不妊治療を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため中止した場合は、給付の対象とする。
- 4 A、B及びCにおける医師による妊娠判定検査において、妊娠したかどうかは問わない。

※次に掲げるいずれかに該当するときは、助成対象から除きます。

- 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供によるもの
- 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

◎助成対象となる治療

(1) 保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療

※「先進医療にかかる費用」の一部を助成します。保険診療分は対象外。

※生殖補助医療の保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち、厚生労働省が承認している医療機関で治療を受けた場合に限ります。

[先進医療を実施している医療機関の一覧\(厚生労働省ホームページ\)](#)



市の助成金給付対象：1回の対象治療で「先進医療」に係る治療費等として支払った額の7割とし、10万円を限度とします。(1,000円未満切り捨て)

標準的な治療(保険診療分)		先進医療
保険(7割)	自己負担(3割)	全額自己負担(10割)
助成対象 7割助成 (10万円を上限 1,000円未満切り捨て)		

(2) 保険外診療(自費診療)による生殖補助医療

※生殖補助医療の治療が「全額自己負担となる治療(自費診療)にかかる費用」の一部を助成します。

市の助成金給付対象: 1回の対象治療に要した自己負担額の7割とし、20万円を限度とします。(1,000円未満切り捨て)

保険外診療

全額自己負担(10割)

助成対象 7割助成 (20万円を上限 1,000円未満切り捨て)

※(1), (2)いずれも令和5年4月1日以降に開始した治療が助成の対象です。

※1回の治療につき、(1)と(2)を重複して助成の申請することはできません。

(「1回の治療」とは、体外受精・顕微授精1回に至る治療の過程を指します。また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とします。

生殖補助医療の一環として、精巣又は精巣上体から直接精子を採取する治療も対象です。)

※(1), (2)いずれも入院費、食事代、文書料等は助成の対象外です。

※一般不妊治療(人工授精など)は助成の対象外です。

3 助成回数 *令和5年4月1日以降の治療助成について通算します

初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が

(1)40歳未満の場合、1子ごとに通算6回まで

(2)40歳以上43歳未満の場合、1子ごとに通算3回まで

※助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数は0回とします。

※43歳以降に始めた治療は助成の対象外となります。

4 助成申請の受付期間

治療が終了し、当該治療等の支払いが終了した日の属する年度の末日まで（3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌年度の4月15日までに申請をすることができます。）

5 申請に必要なもの

① 総社市生殖補助医療費助成金給付申請書	<p>◆ 総社市生殖補助医療費助成金給付申請書（様式第1号）</p> <p>※ 1回の申請につき、毎回必要です。 ※ 申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。</p>
② 生殖補助医療受診等証明書	<p>◆ 生殖補助医療受診等証明書</p> <p>※ 1回の申請につき、毎回必要です。 ※ 受診した指定医療機関に記載を依頼してください。 ホームページの「助成対象となる治療」参照</p>
③ 夫婦関係を証明する書類	<p>◆ 戸籍謄本（原本）（婚姻日、婚姻関係の有無を証明）</p> <p>※ 発行日から3か月以内のもの。 ※ 初めて申請する場合に必要です。</p>
④ 住民票の写し	<p>◆ 住民票の写し（世帯全員のもので、続柄が記載されているもの）</p> <p>※ 発行日から3か月以内のもの。 ※ 世帯全員のもので、続柄が記載されており、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。ご夫婦の記載があることをご確認ください。 ※ 夫婦別世帯の場合は、ご夫婦それぞれの住民票の写し（原本）が必要です。 ※ 1回の申請につき、毎回必要です。ただし、同日に複数回の申請をする場合は、原本1部添付とすることができます。</p>
⑤ 領収書及び診療明細書の写し	<p>◆ 領収書及び診療明細書の写し</p> <p>※ 実施した治療の領収書及び診療明細書の写し（コピー）。 ※ 指定医療機関が発行したもの（領収書は領収印がないものは無効となります）。 ホームページの「助成対象となる治療」参照</p>
⑥ 申請者名義の銀行口座がわかるもの	<p>※ 申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。 (助成審査途中で口座番号等の変更があると、振り込みに時間がかかる場合があります。)</p>
⑦ 【事実婚夫婦の場合】 事実婚関係に関する申立書	<p>◆ 事実婚関係に関する申立書</p> <p>※ 事実婚の場合に必要です。 ※ 氏名欄は自署でお願いします。</p>
⑧ 【助成回数のリセットを行う場合】 子の出生等を確認できる書類	<p>◆ 母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し (死産の場合は死産届または死産証書もしくは死体検案書等の写し)</p>

6 問い合わせ

総社市役所 こども課 母子保健係

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

☎0866-92-8261 E-mail:kodomo@city.sj.ookayama.jp

総社市ホームページ

